

# 週報

【No.769 2017/5 第3例会】

例会日：毎週金曜日  
 例会場：碧海信用金庫本店3F  
 安城市御幸本町15-1  
 TEL:0566-75-8866  
 FAX:0566-74-5678  
 Email: anjo-rc19580206@katch.ne.jp  
 HP: http://www.anjo-rc.org

## 第2915回例会

2017年5月26日(金) 12:30~13:30

司会者：藤井 英樹君

ソング：「それでこそロータリー」

卓上花：ルブレダリア

ニコボックス委員会：岡田 良三君

ゲスト及びビジター：横田 <sup>ヨコタ</sup> 直忠様 <sup>ナオタダ</sup> 大見法律事務所 司法修習生



2016-2017年度RIテーマ：

「人類に奉仕するロータリー」

安城ロータリークラブ会長方針：

「地域社会に貢献し笑顔を共有しよう ~Let's smile together ~」

- 会長：富岡 里美
- 幹事：戸谷 央
- クラブ会報：中村浩一・稲垣淳・磯谷廣治・山口佳久
- 創立日：S33年1月10日
- RI加盟認証日：S33年2月6日

### ■ 会長挨拶

富岡 里美会長

Let's smile together 地域社会に貢献し笑顔を共有しよう



### ■ 幹事報告

1. 本日、18:00~次年度合同委員会をすず岡にて行います。お間違えのないようお願い致します。
2. 6/1(木)~4(日) アンフォーレのオープニングイベントがあります。創立60周年記念事業の下見を兼ねて時間のあります方は、見学に訪れてみてください。
3. 6/2、11:30~定例理事会、13:30~歴代会長会議、18:00~川本にて懇親会を行います。
4. 明祥中学校の油ヶ淵清掃は6/13(火)になりました。
5. 6/23 18:30~親睦夜間例会をすず岡にて行います。
6. 創立60周年記念事業準備委員会より先週6/23(金)と案内しましたが、16:00~に変更いたします。

### ■ 出席報告

岩井 春次君

会員	59名
出席義務者	45名
出席	44名
欠席	9名
出席免除者の出席	11名
出席率	83.92%
修正出席率	5月12日 第2913回例会 94.82%

# テーマ「寄与分について」

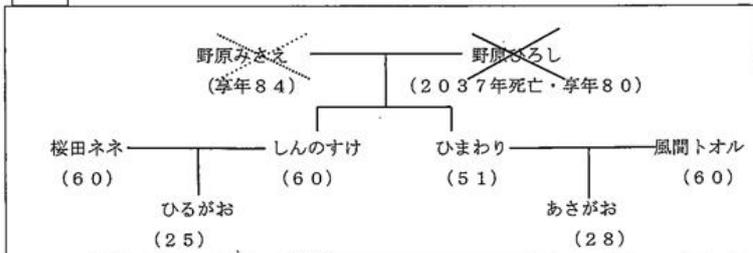


## 寄与分について

平成29年5月26日

事例

関係図



設定：2047年

野原ひろしは、10年前(2037年)に他界。野原みさえ(84)は、野原ひろし他界後急速に老化し、要介護5の認定を受け寝たきり状態であった。

野原しんのすけ(60)は、地元の大学を卒業後、地元企業に就職し、幼稚園の時から幼馴染である、桜田ネネと結婚をし、子供をもうけた。

野原みさえが寝たきり状態になった5年前(2042年)から、野原ネネがみさえの介護を行うようになり、みさえが自宅での療養を希望するため、週3日のデイサービスを受けその他随時ショートステイを利用していた。

一方、野原ひまわり(41)は、風間ひまわりに名前を変え、東京の外資系企業に勤める風間トオル(50)との間に、子供をもうけ東京で暮らしていた。そのため、ひまわりは、みさえが寝たきりになった後も、介護を行うことをしていなかった。

みさえは、2047年、84歳で亡くなった。みさえの遺産は貯金のみの1955万円であった。

### 要支援・要介護度別の身体状況

要介護度	身体状況	身体介護報酬基準額
要支援 1	歩行や起き上がりなど起居移動、食事・排泄・着替え・入浴などの誰でも共通に毎日繰り返される基本的な身体的動作について、ほぼ自分で行うことは可能であるが、炊事・洗濯などの家事、薬の管理、電話の利用、金銭管理など生活するうえで必要な活動に社会的な支援が必要な状態。残っている機能を維持、失った機能を取り戻すための支援が必要。	2540円
要支援 2	立ち上がりや歩行など身体的な動作で不安定な状態があり、歩行や起き上がりなど起居移動、食事・排泄・着替え・入浴などの誰でも共通に毎日繰り返される基本的な身体的動作を行う能力や金銭管理、薬の管理などが、要支援1の状態よりわずかに低下し、何らかの支援が必要な状態。	4020円
要介護 1	食事・排泄・着替えは何か自分ではできるが、要支援2の状態のうち、疾病や外傷等により心身の状態が安定していない状態や認知機能や思考・感情等の傷害により予防給付に関する理解がむずかしく、日常生活能力や理解が一部低下し、部分的な介護が必要となる状態。	4020円
要介護 2	歩行や起き上がりなど起居移動がひとりではできないことが多く、食事・着替えは何か自分ではできるが、排泄は一部手助けが必要な状態。要介護1の状態より日常生活能力の低下があり、理解力の低下も見られる状態。部分的な介護が必要な状態。	5840円
要介護 3	食事、排泄、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態で、そのほか日常生活の行為のなかでひとりではできないことがある。理解力の低下、問題行動がみられる。ほぼ全面的な介護が必要となる状態。	5840円
要介護 4	重度な認知症があり、食事・排泄・着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態。心身の状態が低下し、日常生活のすべての行為がひとりではできない状態。介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。	6670円
要介護 5	寝たきりの状態で寝返りもできず、食事・排泄・着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態。心身の状態が低下し、かつ、意思の伝達が困難となるなど日常生活のすべての行為がひとりではできない状態。介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。	7500円

片岡武/菅野真一「新版 家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務」(日本加除出版株式会社、2013年)313、317頁参照